

## 波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、波佐見町における空き家の有効活用を通して、移住者による人口増、定住による地域活性化・地域コミュニティの維持を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家等」 居住を目的として町内に建築された建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合した併用住宅を含む。）であって、現に人が居住していないもの若しくは居住しなくなる予定のもの及びその敷地または建物の建築に適した更地若しくは更地となる予定のもの（売買又は賃貸の目的のために建築した建物又は造成した土地を除く。）をいう。
- (2) 「所有者」 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き家バンク」 町内に存する空き家等の売却若しくは賃貸に関する情報又は居住を目的として空き家等の利用を希望する者の情報を登録し、当該登録をした者に対し、これらの情報を提供する制度をいう。
- (4) 「登録者」 町内に存する空き家等の売却若しくは賃貸に関する情報を登録した者及び居住を目的として空き家等の利用を希望する者の情報を登録した者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

### (空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び空き家情報登録制度「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を現地調査等にて確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するとともに、「空き家バンク」登録完了書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 3 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は「空き家バンク」取消届出書（様式第5号）の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消し通知書（様式第6号）を当該登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報の一部を公開する。

2 登録物件について、詳細な情報又は交渉の申込みを希望する者は、「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）により町長に申し込まなければならない。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、次条に規定する要件を満たし、審査により適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了通知書（様式第8号）により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は登録者が希望する登録物件に関する情報を必要な範囲で提供するものとする。

(利用登録の要件)

第8条 空き家バンクの利用を希望する者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 定住し、又は定期的に滞在して、波佐見町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届書（様式第9号）を町長に届け出なければならない。

(登録者の登録の取消し)

第10条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書(様式第10号)を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(利用物件の申込み及び通知)

第11条 交渉を申し込みたい利用物件がある登録者は、「空き家バンク」交渉申込書(様式第11号)及び誓約書(様式第12号)に希望物件の登録番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申込みのあったときは、当該登録物件の登録者へその旨を空き家バンク登録物件交渉申込通知書(様式第13号)により通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。
- 3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該登録者へ回答し、町長へその回答内容を空き家バンク登録物件交渉結果報告書(様式第14号)により報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 町長は、登録者間の空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(宅地建物取引業者が所有する情報の提供)

第13条 宅地建物取引業者は、波佐見町空き家バンク情報提供申請書(様式第15号)を提出することにより、宅地建物取引業者が所有する町内不動産の写真及びページへのリンクを波佐見町ホームページに掲載することができるものとし、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書及びその他の様式の提出は求めない。

また、利用者は町が関与せず、直接当該不動産業者と手続きを進めるものとし、この場合に関しては第4条から第12条は通用しない。

(個人情報の取扱い)

第14条 登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

年 月 日

波佐見町長 様

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

住 所  
氏 名 印  
電話番号

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード（様式第 2 号）記載のとおりです。

1 契約交渉について（次のいずれかを選択し□に✓を記入）

(1) □直接型 契約交渉に関わる全てについて、所有者と利用者との間で責任を持って行います。

(2) □間接型 契約交渉に関わる全てについて、次の宅地建物取引業者の仲介により行います。

ア 既に仲介業者があるとき

宅地建物取引業者名（ ）

住所（ ） 連絡先（ - - ）

イ 仲介業者がないとき

物件交渉申込があった場合、波佐見町に登録している宅地建物取引業者の中から仲介業者を選択し依頼します。

※波佐見町では、交渉の円滑化や契約上のトラブル防止のため、専門業者の仲介を推奨しています。

【注意事項】

- 1 波佐見町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者」と「利用希望者」間で行う賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。また、「所有者」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 2 宅建業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく範囲となります。
- 3 波佐見町個人情報保護条例（平成 13 年 条例第 2 号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第2号（第4条関係）

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録カード

登録No.		分類		<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 売却		
所有者		所有者住所					
物件住所							
管理者		管理者住所					
価格・賃料等の希望条件	売却希望	土地	円	賃貸希望	権利金	円	
		建物	円		賃料	月額	円
物件の概要	面積		構造		建築年（築年数）	年（年）	
	土地	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造		補修の要否	補修の費用負担	
	建物 (延床)	1	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造		<input type="checkbox"/> 補修は不要	<input type="checkbox"/> 所有者負担
			坪	<input type="checkbox"/> 鉄骨コンクリート		<input type="checkbox"/> 多少の補修必要	<input type="checkbox"/> 入居者負担
	2	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 大幅な補修必要	<input type="checkbox"/> その他	
		坪	階数	階建て	<input type="checkbox"/> 現在補修中		
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間（ ）畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洋室（ ）畳（ ）畳 <input type="checkbox"/> 和室（ ）畳（ ）畳（ ）畳					
	2階	<input type="checkbox"/> 洋室（ ）畳（ ）畳 <input type="checkbox"/> 和室（ ）畳（ ）畳（ ）畳					
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置（ ）年間		電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 別荘		ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> その他		風呂		<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
主要施設等への距離	病院・診療所	km	設備状況	上水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸		
	スーパー	km		下水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	コンビニ	km		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋		
	役場	km		車庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	保育園	km		庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	菜園	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	小学校	km		その他			
	中学校	km		間取り図		案内図	
	バス停	km					
	高校	km					
		km					
	km						
	km						
特記事項							

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

申込者 様

波佐見町長 印

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録完了書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第4条第2項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 号

登録日： 年 月 日

有効期限：登録日から2年間

※変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

波佐見町長 様

登 録 者 印

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録変更届書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第5条の規定により、「登録台帳」の変更をお願いします。

登録番号：第 号

変更内容：様式第2号による

※登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。



様式第5号（第6条関係）

年 月 日

波佐見町長 様

登 録 者 印

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録取消届出書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」への登録を取消したいので、届出いたします。

登録番号：第 号

取消理由：

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

登 録 者 様

波佐見町長

印

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録取消し通知書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第6条の規定により、「空き家バンク」への登録を取消したので通知します。

登録番号：第 号

年 月 日

波佐見町長 様

申請者 印

空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録申込書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第7条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

- ・ 住 所 : \_\_\_\_\_  
(ふりがな)
- ・ 氏 名 : \_\_\_\_\_
- ・ 年 齢 : \_\_\_\_\_ 歳
- ・ 電話番号 : \_\_\_\_\_
- ・ ファックス番号 : \_\_\_\_\_
- ・ Eメール : \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_
- ・ 利用目的 : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- ・ 希望地域 : \_\_\_\_\_ ・ 希望番号 (HP 整理番号) : \_\_\_\_\_
- ・ 居住予定人数 : \_\_\_\_\_ 人

※波佐見町個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

利用登録者 様

波佐見町長

印

空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録完了通知書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第7条第3項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 号

住所

氏名

登録日： 年 月 日

有効期限：登録日から2年間

※変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

波佐見町長 様

利 用 登 録 者 印

空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録変更届書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第9条の規定により、次のとおり「空き家バンク」利用登録の変更をお願いします。

登録番号： 第 号

住 所：

氏 名：

変更内容：

---

---

---

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

利用登録者 様

波佐見町長 印

空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録取消し通知書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第10条の規定により、「空き家バンク」利用登録を取消したので通知します。

登録番号： 第 号

住 所：

氏 名：

取消し理由：

---

---

---

年 月 日

波佐見町長

様

利用物件申込者

印

空き家情報登録制度「空き家バンク」交渉申込書

波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第11条の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号：

※希望物件が宅建業者の仲介の場合、宅地建物取引業者の規定の基づく報酬が発生します。

住 所：

氏 名：

年 齢：

電 話 番 号：

ファックス：

Eメール：

同 居 構 成：

①氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_ 年齢\_\_\_\_\_ 歳

②氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_ 年齢\_\_\_\_\_ 歳

③氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_ 年齢\_\_\_\_\_ 歳

④氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_ 年齢\_\_\_\_\_ 歳

⑤氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_ 年齢\_\_\_\_\_ 歳

## 誓約書

波佐見町長

様

私は、波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）の利用申し込みにあたり、波佐見町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申し込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第8条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、波佐見町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印



第 号  
年 月 日

（登録者） 様  
（仲介者）

波佐見町長

空き家バンク登録物件交渉申込通知書

別紙のとおり空き家等の利用に係る交渉の申込みがあったので、波佐見町空き家バンク制度設置要綱第11条第2項の規定により通知します。

つきましては、利用者に対し、遅滞なくご連絡ください。

なお、交渉が終了した際には、空き家バンク登録物件交渉結果報告書により結果を報告してください。

- 1 交渉希望物件  
空き家台帳登録番号 第 号
- 2 交渉希望利用者  
利用者台帳登録番号 第 号
- 3 交渉希望内容 売買 ・ 賃貸借
- 4 交渉希望利用者の情報 別紙利用者台帳の写しのとおり

空き家バンク登録物件交渉結果報告書

年 月 日

波佐見町長 様

（登録者又は仲介者） 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で通知のあった空き家バンク登録物件の交渉について、波佐見町空き家バンク設置要綱第11条第3項の規定により、次のとおり結果を報告します。

1 交渉希望利用者

利用者台帳登録番号	第 号
利用者	住所
	氏名

2 交渉希望物件

空き家台帳登録番号	第 号
登録者	住所
	氏名

3 交渉結果

契約の成否	<input type="checkbox"/> 成立 【契約種別】 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 【契約年月日】 年 月 日 <input type="checkbox"/> 不成立
特記事項	

様式第15号（第13条関係）

波佐見町空き家バンク情報提供申請書

年 月 日

波佐見町長 様

（宅地建物取引業者）住所 \_\_\_\_\_  
事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印

波佐見町空き家バンク設置要綱第13条の規定に基づき申請するとともに、次の事項について承諾します。

記

- 1 波佐見町ホームページに、不動産業者が紹介している波佐見町内の不動産情報を掲載したページのリンクを貼ること
- 2 波佐見町ホームページに掲載する写真は、不動産業者のホームページに掲載しているものを使用すること
- 3 波佐見町ホームページに掲載している不動産の売買契約又は賃貸契約が締結された場合や、掲載を取りやめる場合は連絡をすること
- 4 新しく波佐見町内の不動産の追加情報があった場合は連絡すること
- 5 波佐見町は、不動産の契約行為等について一切関与しないこと

事業者名  
代表者 印

※不動産の詳細については別紙を添付してください。（ホームページに掲載している場合はそのコピーで構いません。）